総社市子どもの居場所づくり促進事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和2年9月24日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市子どもの居場所づくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくりを行う者に対し、予算の範囲内で総社市子どもの居場所づくり促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、子どもの居場所の整備促進を図ることを目的とし、補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱(平成17年総社市告示第6号)に定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 大人 子ども以外の者をいう。
- (3) 居場所 子どもに対し、家庭の代わりに地域の大人が関わりあうことにより、子どもが安心して 継続的に過ごすことのできる場所をいう。
- (4) 利用者 居場所を利用する子どもをいう。
- (5) 参加者 居場所での活動に参加する大人をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の子どもやその家庭への支援を目的とした、次に掲げるいずれかの活動を行う居場所を開設する事業とする。
- (1)食事の提供
- (2) 学習習慣の定着や基礎的な学力向上を目的とした自主学習の支援
- (3) 生活体験、社会体験その他子どもの自己肯定感を高めることにつながる体験活動
- (4) その他子どもへの生活支援の取組など、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。
- (1) 屋外での活動を主とする居場所の開設
- (2) 同種の居場所が存する小学校区における居場所の開設
- (3) 居場所の開設又は開設年度の運営に関し、国、県その他各種団体から補助を受けるもの (補助対象事業者)
- 第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 社会福祉法人,公益社団法人,公益財団法人,一般社団法人,一般財団法人,特定非営利活動法人,地縁団体その他市長が適当と認める団体であること。
 - (2) 特定の政治的又は宗教的活動を行う団体でないこと。
 - (3)総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条に規定する暴力団,暴力団員又は暴力団員等が関与していない団体であること。
 - (4) 代表者を明らかにしていること。
 - (5) 定款,規約,会則その他の団体の組織及び運営に関する規則又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」という。)を定め、かつ、予算経理を明らかにしていること。
 - (6) 居場所の開設から3年以上継続して居場所の運営を行う見込みがあること。 (実施体制)
- 第5条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、居場所の運営に関し、次に定める実施体制 を整備しなければならない。
- (1) おおむね5人以上の利用者を見込んだ実施体制とすること。
- (2) 運営に要する費用を徴する場合は、実費相当額程度とするなど、負担軽減に配慮すること。
- (3) 責任者1人のほか、安全確保に配慮した必要な人数の運営スタッフを配置すること。
- (4) 想定する利用者数に支障のない広さの居室、トイレ等の衛生設備のほか、食事を提供する場合に

- は、食品衛生上必要な調理設備、環境等を整備するとともに、防災及び防犯上必要な措置を講じる こと。
- (5)周囲の環境,運営時間,利用者の安全確保等に配慮するとともに,必要な医薬品等を備えること。 (補助対象経費)
- 第6条 補助対象経費は、居場所の開設に係る費用のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 家具購入費 テーブル,イス,食器棚等
- (2)機器購入費 エアコン,テレビ,パソコン,電話機,炊飯器,冷蔵庫,電子レンジ,消火器等
- (3)消耗品費(食材,調味料及び印刷費を除く。)
 - ア 調理に必要なもの 鍋,包丁,まな板,洗剤,ラップ等
 - イ 食事に必要なもの 皿,茶碗,箸,コップ,スプーン等
 - ウ 学習に必要なもの 文房具、図書学習教材等
 - エ 遊びに必要なもの 玩具,運動用具等
 - オ その他居場所の運営に必要な消耗品
- (4) 設備改修費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、居場所1箇所につき前条の補助対象経費の10分の10以内とし、30万円を 限度とする。

(交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請団体」という。)は、原則として 事業開始の1月前までに、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助対象経費の見積書その他の書類
 - (3) 定款等
 - (4) 役員等の名簿

(変更申請)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた申請団体(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容、経費の配分、その他の申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、その承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画変更調書
 - (2) 変更後事業計画書

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後20日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2)補助対象経費に係る支出を証する領収書等の写し
 - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (居場所の運営に関する基準)
- 第11条 補助事業者は、次に掲げる居場所の運営に関する基準に従い、適正な居場所の運営に努めなければならない。
- (1) 営利を目的とせず、居場所の運営を誠実かつ確実に実施すること。
- (2) 第5条に規定する実施体制による運営を行うこと。
- (3) おおむね月1回以上の活動を行うこと。
- (4)特別な配慮及び対応が必要と認められる利用者に対し、その実情に応じた支援に努めること。
- (5) 保護者とのコミュニケーションに努め、家庭環境に応じた関係性の構築を図りながら、世帯の孤立化の防止、地域交流等に配慮した取組を行うこと。
- (6) 食事を提供する場合には、岡山県が定める福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針を 遵守し、調理従事者のうちから衛生責任者を定め、食中毒予防に万全を図るとともに、必要な栄養 量の確保に配慮すること。
- (7) 利用者の健康状況、身体的特徴、食物アレルギーのほか、配慮を要する事情について保護者に確認し、緊急時における連絡先を把握しておくこと。
- (8) 賠償責任保険等に加入すること。
- (9) 居場所の運営により知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用せず、又は利用目的以外の目的のために利用し、若しくは提供しないこと。ただし、次項に規定する

情報提供を行うときはこの限りでない。

2 補助事業者は、居場所の運営に当たっては、必要に応じて、支援を要すると見込まれる利用者や家庭に関し、総社市社会福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員児童委員、学校、児童相談所その他関係機関への情報提供を行うなど、十分な連携を図るものとする。

(状況報告等)

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間、市長が指定する日までに、子どもの居場所の活動状況報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 居場所を開設した日から起算して3年を経過する日までに居場所の運営を終了したとき。 (補助金の返還)
- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る全部又は一部について、既に交付した補助金を返還させるものとする。

(財産処分による収入)

第15条 市長は、補助事業者が、財産を処分することにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。